

めん羊及び山羊の BSE 対策について

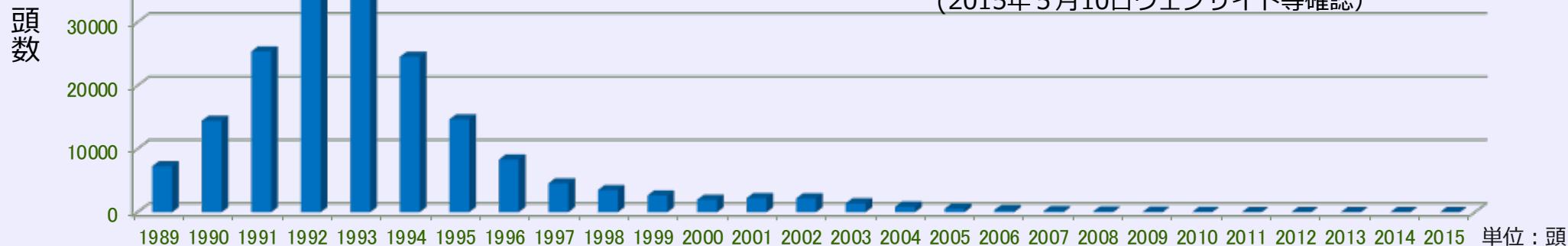


世界のBSE発生件数の推移

37,316頭

注) 1992年は最大のBSE症例報告年次

出典 : OIE World Health Situation
(2015年5月10日ウェブサイト等確認)



単位 : 頭

	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	2	190,664
欧州全体 (英国除く)	36,101	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	1	5,976
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(-)	(1,026)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(-)	(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(-)	(1,655)
(ポーランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(-)	(74)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
(デンマーク)	(1)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(16)
(スイス)	(15)	(42)	(24)	(21)	(3)	(3)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(-)	(467) ^(注1)
(リヒテンシュタイン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(2) ^(注2)
英國	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	-	184,625
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	-	3
カナダ	0	0	0	2 ^(注3)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	1	21 ^(注4)	
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	-	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	-	2

(注1) 輸入牛による発生3頭を含む。 (注2) 2頭とも1998年に発生 (注3) うち1頭はアメリカで確認されたもの

(注4) カナダの累計数は、輸入牛による発生 1頭、米国での最初の確認事例 (2003年12月) 1頭を含む。



		給与飼料					
		日本 	米国・カナダ 	EU 			
		反芻類	豚・鶏	反芻類	豚・鶏	反芻類	豚・鶏
肉骨粉	牛	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	○ → × (注2)	×	×
	牛以外の 反芻類	×	×	×	○	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

○：使用可、×：使用不可

(注1) 米国では、30か月齢以上の牛の脳及び脊髄

(注2) 米国及びカナダが、1997年に開始した飼料規制においては、牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用が認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。



■ 各国の特定危険部位(SRM)

日本

牛

- ・全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄（と畜場法施行規則、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則）
- ・30か月齢超の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）
(食品衛生法に基づく食品、添加物の規格基準)

めん羊及び山羊

- ・全月齢の扁桃、脾臓、小腸及び大腸（これらに付属するリンパ節を含む。）
- ・12か月齢以上の頭部（舌、頬肉及び扁桃を除く。）、脊髄及び胎盤

牛

- ・12か月齢超の頭蓋（下顎を除き脳、眼を含む）及び脊髄
- ・30か月齢超の脊柱（尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む）
- ・全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜

めん羊及び山羊

- ・12か月齢超の頭蓋（脳、眼を含む）、扁桃及び脊髄
- ・全月齢の脾臓及び回腸
(REGULATION(EC)No.999/2001, ANNEX V)

EU
(リスクが管理、不明の国)

- 米国※
- ・30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱（尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く）及び背根神経節
 - ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部
(9 CFR Part 310)

カナダ※

- ・30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節
- ・全月齢の回腸遠位部
(Health of Animals Regulations C.R.C., c. 296)

OIE(管理されたリスクの国)※

- ・30か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱
- ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部
(OIE Terrestrial Animal Health Code 2014 CHAPTER11.4.14)

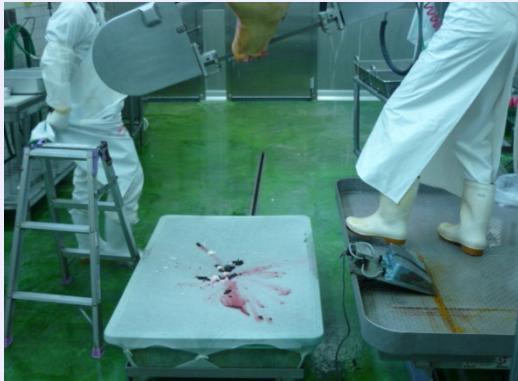
※米国、カナダ及びOIEは牛についての記載



と畜場におけるSRM除去

- 平成14年4月から、めん羊及び山羊のSRMの除去焼却を指導。
- 平成16年2月27日から、と畜場法施行規則を改正し、めん羊及び山羊のSRM除去を法令上明確化。
扁桃、脾臓、小腸及び大腸(これらに付属するリンパ節を含む。)
12か月齢以上の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)、脊髄及び胎盤
- めん羊及び山羊のSRM除去についても、牛と同様に、SSOPを作成し、これに基づき適切に実施されていることについて、定められた頻度で点検を実施し、その記録が保管されている。

背割りの際、鋸骨、脊髄片等は下部のスクリーンにて回収



脊髄の除去



内臓検査後、小腸・大腸・胎盤・脾臓等は1頭毎にビニール袋に収納



写真の容器に、と畜日毎にまとめて保管



国内と畜場における検査

- 平成13年5月から24か月齢以上のめん羊を対象にウエスタンプロット法によるサーベイランスを実施。
- 平成17年10月からは、12か月齢以上のめん羊及び山羊を対象にELISA法によるスクリーニング検査を実施。
- 結果は全て陰性。

搬入年度	処理頭数	検査実施									検査実施せず 12ヶ月齢未満のめん羊 及び山羊で検査を実施し なかった頭数	
		症状を呈する めん羊及び山羊 ※1			その他のめん羊及び山羊			計				
		陰性	陽性	計	陰性	陽性	計	陰性	陽性	計		
平成17年度10～3月	2,834	1	0	1	2,070	0	2,070	2,071	0	2,071	763	
平成18年度	6,096	1	0	1	4,211	0	4,211	4,212	0	4,212	1,884	
平成19年度	6,508	1	0	1	4,634	0	4,634	4,635	0	4,635	1,873	
平成20年度	6,344	1	0	1	4,544	0	4,544	4,545	0	4,545	1,799	
平成21年度	7,722	0	0	0	5,102	0	5,102	5,102	0	5,102	2,620	
平成22年度	7,785	0	0	0	5,322	0	5,322	5,322	0	5,322	2,463	
平成23年度	8,479	0	0	0	5,880	0	5,880	5,880	0	5,880	2,599	
平成24年度	9,301	0	0	0	6,557	0	6,557	6,557	0	6,557	2,744	
平成25年度	8,389	0	0	0	6,126	0	6,126	6,126	0	6,126	2,263	
平成26年度	8,079	0	0	0	5,744	0	5,744	5,744	0	5,744	2,335	
	71,537	4	0	4	50,190	0	50,190	50,194	0	50,194	21,343	

※1 生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するめん羊及び山羊

(注)平成17年10月1日～平成27年3月31日までにTSEの疑いがあるためとさつ禁止措置を講じた件数 0件



国境措置、諸外国の状況

- 平成16年2月27日より、BSE発生国からのめん羊及び山羊の肉、内臓及びこれらを原材料とする食品については輸入を禁止している。
- 國際獸疫事務局(OIE)は、めん羊及び山羊について、スクレイピーのコードを設定しているが、BSEに係るコードは設定していない。
- EUでは、EFSAの報告書を踏まえ、と畜場におけるSRMの除去と、TSEサーベイランスを実施している。サーベイランスで陽性とされた検体のうち、いくつかはBSEを判別するための検査が行われており、これまでに山羊2頭がBSEとされた。
- 米国及びカナダについては、SRM除去についての規定はない。スクレイピーを撲滅する目的でサーベイランスが実施されている。

【EUのサーベイランス結果】

めん羊	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
検査頭数	1,035,065	828,644	465,278	331,027	344,211	369,417	358,850	339,967
TSE陽性数	3,507	2,253	1,936	1,158	1,112	1,589	1,101	1,223

山羊	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
検査頭数	309,246	277,196	152,037	117,868	142,668	140,843	135,175	132,926
TSE陽性数	791	1,272	1,214	89	435	380	1,219	1,805

【参考】

○米国	2006	2007	2008	2009	2010	2011
	検査頭数	38,849	39,504	43,397	42,343	45,846
○カナダ	TSE陽性数	328	316	190	78	74
	2006	2007	2008	2009	2010	2011
検査頭数	1,782	2,401	3,215	4,161	4,629	7,395
TSE陽性数	2	2	6	6	11	7

